

# 令和3年10月農業委員会定例会議事録

日時	令和3年10月20日(水)午後1時30分～午後2時54分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1～3号)
日程第2	非農地証明願について (会長提出議案第4～9号)
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第10号)
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第11～20号)
日程第5	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第21号)
日程第6	農業振興地域整備計画の変更の答申について (会長提出議案第22～28号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第29号)
日程第8	その他
出席委員	2 吉原博美 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 17 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	1 楠 豊
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主査 松本美佳主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局

ご案内の時刻が参りましたので、ただいまより令和3年10月農業委員会定例会を開会致します。議事進行につきましては松原会長のほうでお願いしたと思います。よろしくお願いいたします。

議長（会長）

皆さん、こんにちは。朝晩が大変、涼しいより寒くなりましたので、お体等は皆さん、風邪など引かないように毎日を過ごしていただきたいと思ます。

農地パトロールが8月より行われまして、今月でいよいよ終わりとなりました。何分暑さがひどかったものですから、事故等があるかと心配しておりましたが、何なく事故もなく無事終わることができました。これ皆ひとえに皆様のご協力のたまものと思っております。ありがとうございました。

それに引き続きまして、意向調査がまだ残っておりますので、また意向調査のほう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、また後で農業会議のほうから講演をしてくれますので、なるべく早く終わらせたいと思ますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。円滑なご審議ができますよう、協力のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ただいまから始めたいと思ます。

なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認し、調査いただいているものと思ますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の出席は、17名中16名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。2番吉原委員さん、3番朝倉委員さん、よろしくお願いいたします。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局、報告ございますか。

事務局

そうしたら、別紙の1枚物の資料をご覧ください。使用貸借に係る農地の返還通知書を3件受理しております。これは使用貸借権を中途解約するもので、報告第1号、貸人、●●●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●●●、●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆です。解約理由は高齢化のためです。

報告第2号、3号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りをしている農地で、貸人が●●●●●、●●●●●様、借人が●●●●●、●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●●●●●番です。解約理由は借手の要望のためです。以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、議案第3号は農地法第5条の議案第16号と関連があり、農地法第5条の議案第16号と併せて後で別審議と致します。会長提出議案第1号及び第2号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

今回の3条申請の案件は3件ございまして、2件が経営規模拡大の案件、1件が営農型太陽光発電設備に伴う区分地上権の設定です。まず、経営規模拡大の案件2件、4筆、1,033㎡について説明します。

会長提出議案第1号、地区番号2、受付年月日、令和3年10月1日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●●様。譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番他●筆、計3筆。台帳地目、現況地目全て畑、地積合計727㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止。譲受人の





し方ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

続いて、第5号議案ですが、これも県道バイパスができたときに残った農地なので、これも仕方ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長（会長）

続きまして、寒川地区代表委員からの報告をお願い致します。

十川隆行委員

6号議案ですけども、18日にみんなで見に行きました。楽しいドライブになりました。周り山ばかりで、ここで営農せいというはちょっと無理かなと思いました。以上です。

議長（会長）

続きまして、長尾地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員

10月17日に現地確認を行いました。父親の代に造られたもので、現在は農業用倉庫として使われておりますので、また、無断転用でございますけど、何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第4号から第7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第4号から第7号につきましてお諮りします。議案第4号から第7号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第4号から第7号を原案のとおり認めることと致します。続きまして、●●委員の関係する議案である議案第8号及び第9号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長）

では、事務局よりお願い致します。

事務局

会長提出議案第8号、地区番号5、受付年月日、令和3年10月1日、申請人は●●●●●●●●、●●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●番です。台帳地目畑、現況地目山林で、地積は108㎡です。申請理由と致しましては、昭和60年頃から35年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したものです。

概要でございますが、さぬき市●●●、●●●から南へ約2kmに位置しております。申請地は昭和60年頃から35年以上耕作不能な状態が継続したため、山林化しました。位置図は15ページの左側、現況写真は資料16ページ右側となっておりますので、ご確認ください。

会長提出議案第9号、地区番号5、受付年月日、令和3年10月1日。申請人は、●●●●●●●●、●●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●番地です。台帳地目田、現況地目宅地で、地積は43㎡です。申請理由と致しましては、農業用倉庫として使用しているためです。

概要でございますが、さぬき市●●●、●●●から南へ約2kmのところに位置しております。申請地は農業用倉庫としてずっと使用されております。位置図と致しましては資料17ページの左側、現況写真は資料18ページ右側となるので、ご確認ください。説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、長尾地

区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員

現地確認したときは、まず、8号のほうは、入り口というか境界が全く外から見ても分からない状態。近くへ行っても、どこからどこまでがというぐらい、もう完全な山林化しておりましたので、致し方ないかなというふうに思います。

第9号ですが、農業用倉庫として使っておられますので、これももう致し方ないかなというふうに思います。以上です。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第8号及び第9号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号及び第9号につきましてお諮りします。議案第8号及び第9号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号及び第9号を原案のとおり認めることと致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)

議長（会長）

日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第10号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

今回の4条申請の案件は1件ございまして、筆数1筆、面積にして382㎡です。

それでは、案件についてご説明致します。議案書3ページ目でございます。会長提出議案第10号、地区番号5、受付年月日、令和3年10月1日。申請人、●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●。台帳地目田、現況地目宅地。地積382㎡。転用目的、農家住宅の宅地拡張、車庫、倉庫。建築面積246.34㎡。工事着完年月日は、無断転用でございまして、昭和62年2月20日から昭和62年10月10日。農地区分は第3種農地。備考と致しまして、無断転用で併せ利用地があります。資料は19ページから21ページで、位置図を19ページに掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●、●●●●●から北東約200mのところの位置し、申請地の隣接は田、宅地、道路、水路に接しております。申請地は昭和62年頃、宅地拡張、車庫、農業用倉庫を建築した土地であり、このたび議案第20号案件の申請に際して無断転用が判明したため、是正を行うものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、長尾地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員

ご報告します。外から近くまで寄って見ますと、非常に古い倉庫ということで、建て替えが必要な倉庫かなというぐらいな古さです。問題なしというよりは、致し方ないかなというふうに考えております。以上です。よろしく







申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●●から北東約110mに位置し、申請地の隣接は道路、水路、宅地、雑種地、田、墓地に接しております。申請理由ですが、申請者は東讃地域を中心に不動産業を営む法人で、さらなる事業展開を図るに当たり、新たな分譲事業地4,000㎡程度の土地を探していたところ、当該地の管理難、借手不在となり農業継続が困難となった土地所有者との意向が合致し、分譲住宅地として転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、志度地区、長尾地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、志度地区からお願いします。

岡村義弘委員

それでは、11号から申し上げます。11号は●●●●の資材置場ということなんですけど、●●の工事に伴う資材の置場ということで、道路も併用していくということです。

それと、12号は、広く、隣接した建屋が3軒あるんですけど、3軒ある中の3軒ともに石垣とブロックがあり、境界が曲がっているんですけど、図面では真っすぐなんです。その辺はまた後で、関係者と話をしたいと思います。そういうことで、東側も先月認可が出た病院の件で、全然、境界立会が出ていないのですが、現地、下の工事ができた分の擁壁の分からの境界ということなんです。

13号は、事務所の置場ということで、池の擁壁工事に関してなんですけど、その横をずっと、4mぐらいのを造るとるんですけど、それは県の土地改良区の事務所のほうからの申請ということで、市の申請は赤く塗ってるところだけなので、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、14号、15号は同じ●●さんの、最初の14号のほうには弟さんのその宅地と、それと15号は●●の●●●●の会社として買収するということなんです。その山の、15号のほうの奥が木が生えていて、山になっているところもあるんですけど、それは造成するときに伐採して、そこをきれいにするのでもう一回見てくれということなんです。以上です。

議長（会長）

続きまして、長尾地区、お願いします。

十河道夫委員

17、18号ですけど、農振除外済みの案件ですので問題ないと思います。周りももうほとんど住宅地になっておりますので、問題ないというふうに判断しておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第16号を除く議案第11号から第20号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

大塚さん。

大塚ノブ子委員

特定建築条件付売買予定地。特定建築条件付って何でしょうか。どういうことでしょうか。

事務局

基本的には、宅地分譲のようなものなんですけど、基本的に宅地分譲ができる土地は用途区分、例えば第12号議案の●●●さん分の第1種住居地域とかの、用途区域に入るところしか宅地分譲という、要は宅地だけとして売るといえるのはできんですけど、ある条件のもとで、こういう特定建築条件付売買予定地という形で、更地として売ることができるんです。

その条件というのが、売るときにもう建築業者ともう建てる家の契約も一





類は、賃借権4件、使用貸借権24件となっております。期間は、10年が11件、6年が16件、3年2か月が1件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので一括して質疑に入りたいと思います。質疑等ある場合は整理番号指定の上、ご発言を願います。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から34番、63番から72番を除く議案第21号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、原案のとおり承認することと致します。  
続きまして、●●委員の関係案件である農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から34番、●●委員の関係案件である63番から72番の審議に入ります。

それでは、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員 退席)

議長（会長）

では、事務局より説明を求めます。

事務局

農地中間管理事業対象農用地等総括表について、委員さんの案件は44件で、使用貸借権が34件、賃借権が10件となっております。期間は、15年が19件、10年が8件、6年15件、3年2か月2件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり承認致します。  
退席されている●●委員、●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員 着席)

議長（会長）

日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申の除外について、会長提出議案第22号から第28号までを一括上程致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局

今回の農用地域からの除外案件は7件あり、面積にして2,833㎡の9筆です。

それでは、農用地域からの除外の個別案件について説明致します。議案書14ページの説明となります。



議長（会長）	続きます、志度地区、お願いします。
大塚ノブ子委員	<p>第24号についてご報告致します。10月16日、現地確認を行いました。これは第1種農地なんですけれども、分家住宅ということで致し方ないでしょうということで、私たちは認めることにしました。</p> <p>第25号については、これも同じ持ち主なんですけれども、無断転用の是正ということで、私たち認めることにしました。家のお父さん、息子さんが出てきて、詳しく説明していただきました。宅地にするそうです。よろしくご審議をお願い致します。</p>
議長（会長）	続きます、寒川地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
十川隆行委員	この土地、見てまいりました。ほかに問題なかろうと思いますので、よろしくお願いします。
議長（会長）	続きます、長尾地区代表委員の調査結果の報告をお願い致します。
十河道夫委員	農家の分家住宅ということで、問題ないというふうに判断しておりますので、ご審議をお願い致します。
議長（会長）	<p>各地区代表委員の報告が終わりました。議案第22号から第28号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。</p> <p>ございませんか。</p>
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第22号から第28号までにつきましてお諮りします。議案第22号から第28号までについて異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第22号から第28号までについて原案のとおり認めることと致します。</p> <p>続きます、日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第29号を議題と致します。なお、番号1については●●委員、●●●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>第29号議案の2番、●●●●さんからご説明させていただきます。この方は、住所、さぬき市●●●●●番地●。生年月日が昭和●●年●●月●●日生まれの●●歳です。</p> <p>別紙の経営改善計画を参照してください。現在、ミニトマトを生産しております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（1）生産につきまして、ミニトマトは現在16aを作付して生産量が19,200kgのところ、5年後は生産量を20,800kgに増やします。</p> <p>（3）農用地及び農業生産施設につきまして、所有地は現在、田が73aのところ、5年後も現状維持です。農業生産施設は鉄骨ハウス2棟、育苗ハウス1棟、農舎1棟ありますが、5年後も現状維持です。</p> <p>病虫害防除等を徹底して行い、品質、収量を向上させ、農業所得の向上を目指します。現状の年間所得490万円のところ、5年後の目標530万円を目指します。経験も実績もある方ですので、認定農業者の継続認定について、ご審議よろしくお願いします。</p>



在230aを作付して生産量が8,280kgですが、5年後も現状維持です。裸麦単作は現在10aを作付して生産量が360kgで、こちらも5年後も現状維持です。小麦の二毛作、現在180aを作付して生産量が6,480kgで、こちらも5年後も現状維持です。小麦単作は現在作付がされていませんが、5年後は50aを作付し生産量を1,800kgに増やします。

(2) 農畜産物の加工・販売につきまして、現在、作業受託で収穫及び乾燥調整をしておりますが、こちらも5年後も現状維持です。

(3) 農用地及び農業生産施設につきまして、所有地は現在、田が89aのところ、5年後も現状維持です。借入地は現在、田が289aのところ、5年後400aに増やす予定です。特定作業受託で貸借している農地52aは、農業委員会、農地機構を通じて貸借を致します。

今後、道味地区の農地を集積し、規模拡大を図り、農業所得の向上を目指します。現状の年間所得440万円のところ、5年後の目標470万円を目指します。こちらも経験も実績もある法人ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしく願います。

続きまして、6番、●●●●●●●●●●。住所がさぬき市●●●●●●●●●●番地●。設立年月日が平成18年9月12日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。現在、水稻、WCS、ブロッコリー、小麦を生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1) 生産につきまして、水稻は現在150aを作付して生産量が6,300kgで、5年後も現状維持です。WCSは現在180aを作付して生産量が25,200kgのところ、5年後は200aを作付し生産量を28,000kgに増やします。ブロッコリーは70aを作付して生産量が7,000kgで、5年後も現状維持です。小麦の単作は現在1,230aを作付して生産量が44,280kgのところ、5年後は1,300aを作付し生産量を46,800kgに増やします。

(3) 農用地及び農業生産施設につきまして、借入地が現在、田1,646aのところ、5年後1,750aに増やします。畑は現在12aのところ、こちらは5年後も変更はありません。

今後、●●●●集落付近の農地を集積し、WCSや小麦を中心に規模拡大を図り、農業所得の向上を目指します。現状の年間所得530万円のところ、5年後の目標560万円を目指します。こちらも経験も実績もある法人ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしく願います。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。本議案につきましては、志度地区、寒川地区、長尾地区の関係案件ですので、地区代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願い致します。

まず、最初、志度地区、お願いします。

大塚ノブ子委員

番号2番の●●●●さんについてご説明致します。●●さんはさぬき市●●●●でミニトマトを経営しております。経験も豊富で、実績もしっかりしております。間違いのない人ですので、よろしく願います。

議長（会長）

続きまして、寒川地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十川隆行委員

番号3、4、5、●●、●●、●●ですけども、年齢が高くなってきておりますが、頑張ってやっけていただいておりますので、引き続きやっけていただきたいと思っております。

議長（会長）

続きまして、長尾地区代表委員からの調査結果の報告をお願いします。





で、特に大川町は仲良くやっているといます。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第29号の番号1について質疑等がありましたら発言を認めます。  
ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第29号の番号1についてお諮り致します。議案第29号の番号1について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。  
退席されている●●委員、●●●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員 着席)

議長（会長） 本日上程の議案については以上です。日程第9 その他で、事務局ありませんか。

事務局 この後なんですけども、農業会議の近藤局長さんを招いて、農地法の3条についての研修を予定していますので、引き続き、お疲れでしょうが、ご出席をお願いします。

次に、皆様方に緑色の封筒をお配りしとるんですけども、令和3年度の農業委員さんと推進委員さんの研修会の案内でございます。例年、丸亀市の綾歌総合文化会館アイレックスで開催されておりますが、本年度も12月8日水曜日に開催される予定です。農業委員さんと推進委員さんに同じような案内をしておりますので、また出欠についてご検討をお願いします。また、地区の代表委員の方は各地区の出欠の有無の取りまとめをお願いしたらと思います。

次に、次回の定例会でございますが、11月19日金曜日、午後1時半から本庁3階、301、302、この会場ですが、開催予定ですので、また予定をお願い致します。以上です。

議長（会長） 以上をもちまして、令和3年10月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議、ありがとうございました。

( 2時54分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願について  
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 2番

署名委員 3番